

## 根拠法令

### 医療法

(都道府県医療審議会)

第 72 条 この法律の規定によりその権限に属された事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定地域医療提供機関の指定)

第 113 条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

一 救急医療

二 居宅等における医療

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

2～4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

(連携型特定地域医療提供機関の指定等)

第 118 条 都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができる。

2 第 113 条第 2 項から第 7 項まで、第 114 条及び第 115 条の規定は前項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定について、第 116 条の規定は連携型特定地域医療提供機関の同項に規定する派遣をされる医師の業務の変更について、前条の規定は同項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第 113 条第 2 項中「同項に規定する業務に従事する医師」とあるのは「他の病院又は診療所に派遣される医師（第 118 条第 1 項に規定する派遣に係るものに限る。）」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第 118 条」と、前条第 1 項第 1 号中「第 113 条第 1 項に規定する業務がなくなつた」とあるのは「次条第 1 項に規定する医師の派遣が行われなくなつた」と、同項第 2 号中「第 113 条第 3 項各号」とあるのは「次条第 2 項において準用する第 113 条第 3 項各号」と読み替えるものとする

## 医療法施行令

(都道府県医療審議会)

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 (略)